

「北九州市自殺対策計画の見直し（素案）」に対する 市民意見の内容及び市の考え方について

令和5年2月 17日から令和5年3月 17日まで実施した「北九州市自殺対策計画の見直し(素案)」に対する市民意見募集について、貴重なご意見をお寄せいただきまして、ありがとうございました。

皆さまから提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

なお、ご意見は、一部を要約又は分割して、項目ごとに分割・整理して掲載しておりますので、あらかじめご了承ください。

1 意見募集期間

令和5年2月 17日(金)から令和5年3月 17日(金)まで

2 意見提出状況

(1)提出者 2人

(2)提出意見数 6件

(3)提出方法

ア 電子メール 1人

イ 郵送 0人

ウ ファクシミリ 0人

エ 持参 1人

(4)提出された意見の内訳

ア 計画における重点的な取組に関するもの 5件

イ 計画全般に関するもの 1件

3 提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方

別添「北九州市自殺対策計画の見直し(素案)」に対する意見と市の考え方」をご参照ください。

(問い合わせ先) 北九州市保健福祉局精神保健福祉センター

〒802-8560 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号 総合保健福祉センター5階

TEL 093-522-8744

FAX 093-522-8776

電子メール・アドレス ho-seishin@city.kitakyushu.lg.jp

北九州市自殺対策計画の見直し（素案）に対する意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や意見を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方（案）	内容	反映結果
計画における重点的な取組に関するもの				
1	<p>・くらしとこころの総合相談の充実 有用性を感じている。今後は、定期開催だけでなく、課題を抱えている方がいれば臨機応変に相談員が集まって相談に当たれるような取り組みも行っていただきたい。</p>	<p>[P22、23]【くらしとこころの総合相談会の充実】</p> <p>「くらしとこころの総合相談会」は、平成29年度の事業開始以降、多くの市民の皆さんにご利用いただいています。その開催方法について、令和4年度からは小倉北区だけでなく、八幡西区でも開催することとし、更には、開催回数を年4回から年6回に増やすなど、市民が参加しやすいよう工夫しているところです。</p> <p>ご意見いただきました取組につきましても課題等を整理しながら検討してまいります。</p>	2	③
2	<p>・生きやすい地域づくり、相談窓口の連携、重層的支援体制整備事業</p> <p>希死念慮を訴える相談者の相談を受けている時によく感じることは、コミュニケーションスキルが未成熟で、相談窓口に足を運んでもうまく相談することができない方が多いということです。そこでコミュニケーションを諦めてしまい、他の様々な相談窓口にアプローチするも満足度を得られず、相談自体を諦めてしまったり、クレーマーのようになったりすることもある。</p> <p>このような生きづらさを抱えている方に対しては、コーディネーターとして、基幹として関わる相談員・相談窓口があり、長期に寄り添い支援を受けることで安心感・成功体験を感じることができれば、その方の生きづらさは緩和され、活力が生まれるのではないかと考える。マンパワーの問題もあるかと思われるが、そのような相談窓口の強化を求める。</p>	<p>[P23]【生きやすい地域づくり、相談窓口の連携、重層的支援体制整備事業】</p> <p>市では現在、複雑な相談に対応する窓口として重層的支援体制について検討しているところです。</p> <p>相談を受けるスタッフは、ご指摘のとおり、相談者が様々な悩みを安心して吐き出せ、寄り添ってもらえていると感じられるようなスキルが必要と認識しています。</p> <p>知識や対応手法の習得等の研修を行うなど、相談窓口の強化を図ってまいりたいと考えています。</p>	2	③
3	<p>自殺問題には、育児、貧困、虐待、差別、非行、犯罪、病気、介護といったあらゆる課題が影響していると思うが、それらに共通しているのは孤立だと考える。「誰かに助けを求めること」に併せて、「地域で困っている人がいたら声をかける」意識を高める働きも必要ではないか。直接声をかけることは難しくても、例えば民生委員や保護司といった地域の実情を熟知した方々のネットワークと、福祉専門職が有している専門性を活かせるような「仕組み」があれば有効ではないか。</p>	<p>[P20、21、23]【関係者や関係機関との連携、相談窓口の連携、ゲートキーパーの養成】</p> <p>本市では、総合的な自殺対策に関する事項の連絡調整や協議を行うため、民生委員児童委員等地域の関係機関や、精神保健福祉士等の専門職からなる「自殺対策連絡会議」を開催しています。</p> <p>こういった場を活用し、地域での福祉専門職の活用について検討したいと思います。</p>	2	③

北九州市自殺対策計画の見直し（素案）に対する意見と市の考え方

【意見の内容】

- 1 計画の趣旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や意見を求める意見
- 4 その他の意見

【意見の反映結果】

- ① 計画に掲載済
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方（案）	内容	反映結果
4	自殺予防教育として、スクールカウンセラーによる教職員を対象とした研修、外部専門職によるこころの健康相談事業等の予防教育を実施されている中、各学校での自殺予防に関する授業の実施を推進する、とあるが、具体的には教職員によるものなのか専門職（精神保健福祉士や公認心理師等）の外部講師によるものなのか、現状ではどのように想定され実施されているのか。	[P18] 【①若年層】 本市では、スクールカウンセラーから研修を受けた教職員が、各学校において児童生徒に対して自殺予防に関する授業を実施しています（スクールカウンセラーも授業に参加）。また、本市独自のリーフレットも作成しています。 今後も、児童生徒への自殺予防教育の充実に努めてまいります。	4	①
5	救急搬送された自殺未遂者への支援について、救急搬送された後の支援（連携）体制についてどのように充実を図ってきているのか。	[P19、20、23] 【④自殺未遂者】 自殺未遂者が救急搬送された後の支援については、 ①対応スタッフの研修 ②医療機関との情報共有 などにより充実を図ってきたところです。 今後も、ハイリスクな自殺未遂者へのより良い支援が図られるよう努めてまいります。	4	①
計画全般に関するもの				
6	上記4、5について、現在、地域で活動しているメンタルヘルスやこころの健康に関する専門家である精神保健福祉士の果たせる役割が、大いにあると感じている。例えば、「4」における講師としての活動、「5」における新たな基幹事業所（或いは専任の担当者）での活動などである。	自殺対策において、地域の相談機関や医療機関等で活動を行う精神保健福祉士の役割は重要であると認識しています。本計画に基づき、関係者や関係機関との連携を図ってまいります。 また、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。	2	①